

墨田区

■住宅購入支援

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成

制度名	木造住宅無料耐震相談
URL	http://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/kentiku/taishin_jigyousoudan/index.html
対象	<p>■対象となる住宅 自ら居住する木造住宅が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	無料で専門家を派遣します。
申し込み期間など	申し込みは電話、ファックスでもできます。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市計画部 建築指導課 耐震化担当 03-5608-6269
制度名	民間建築物耐震診断助成
URL	http://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/kentiku/taishin_jigyosindan/index.html
対象	<p>■対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、工業化認定住宅及び補強コンクリートブロック造の建築物以外が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	1棟当たり耐震診断費用の2分の1（上限は木造7万5,000円、非木造50～200万円〔診断対象床面積により算定〕）を助成します。
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市計画部 建築指導課 耐震化担当 03-5608-6269

制度名	木造住宅の耐震改修計画作成費・耐震改修工事費用助成
URL	http://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/kentiku/taishin_jigyuu/kaisyuu/index.html
対象	<p>■対象となる建物 以下の条件のすべてを満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物耐震診断助成制度を利用した建物であること ・構造評点が1.0未満であること ・自ら所有し居住する建物で、主要構造部（柱や梁など）の過半が木造である住宅及び併用住宅（延床面積の過半を居住の用に供するものに限る）であること <p>■対象となる耐震改修 以下の条件のいずれかの工事であることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事：構造評点を1.0以上にする工事 ・簡易改修工事：構造評点が1.0未満の建築物を耐震改修前に比較して耐震性能が向上する工事 <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>耐震改修に要する経費の一部を助成します。</p> <p>■耐震改修計画作成 ・耐震改修計画作成費用の2分の1（上限5万円）を助成</p> <p>■簡易改修工事 ・緊急対応地区内 簡易改修工事費用の2分の1（上限35万円）を助成 ・緊急対応地区外 簡易改修工事費用の3分の1（上限20万円）を助成 ※高齢者等が居住している場合、緊急対応地区内外問わず、簡易改修工事費用の3分の2（上限45万円）を助成</p> <p>■耐震改修工事 ・緊急対応地区内 耐震改修費用の2分の1（上限80万円）を助成 ※高齢者等が居住している場合、簡易改修工事費用の3分の2（上限100万円）を助成</p> <p>※高齢者等とは、65歳以上の方、または身体障害者手帳1級及び2級の方もしくは愛の手帳1度から3度の方が住宅に居住する場合をいいます。 ※緊急対応地区については担当部署にお問い合わせください。</p>
申し込み期間など	事前に助成に必要な手続きを確認してください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市計画部 建築指導課 耐震化担当 03-5608-6269
制度名	耐震化アドバイザーの派遣
URL	
対象	<p>■対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に着工された階数が3以上の耐火または簡易耐火建築物</p>
制度内容	建築物の所有者等に対し、専門家を派遣し、無料で相談を受けることができます。
申し込み期間など	
備考	
担当部署と連絡先	都市計画部 建築指導課 耐震化担当 03-5608-6269

制度名	分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進助成
URL	
対象	<p>対象となる建築物は、以下の要件を満たし、かつ下記の①、②、③のいずれかに該当する建築物です。</p> <p>▼区の耐震診断助成制度を利用して耐震診断が行われた建築物であること</p> <p>▼耐震診断によりIsが0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物</p> <p>▼昭和56年5月31日以前に建てられた耐火または準耐火建築物</p> <p>▼耐震改修促進法による計画の認定を得て改修が行われる建築物</p> <p>▼分譲マンションの場合は、大部分が居住のための用途であること</p> <p>①緊急輸送道路に面する建築物及び分譲マンションで、前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが高いこと</p> <p>②避難路に面する分譲マンションで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが18m以上かつ、前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが高いこと ・25年以上の長期修繕計画がある ・敷地面積（道路の中心までを含む）がおおむね500㎡以上 <p>③緊急輸送道路と避難路以外の場所にある分譲マンションで、延べ面積1000㎡以上で、3階建て以上</p>
制度内容	<p>耐震改修に要する経費の一部を助成します。</p> <p>■耐震改修計画作成 耐震補強設計にかかった経費の2分の1以内、かつ、分譲マンションは上限200万円、建築物は上限100万円。</p> <p>■耐震改修工事 耐震改修工事にかかった経費の3分の1以内、かつ、上限2,000万円。（㎡単価上限あり）</p>
申し込み期間など	事前に助成に必要な手続きを確認してください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市計画部 建築指導課 耐震化担当 03-5608-6269

平成22年6月4日時点の情報です。